



“はたちの門出” 2,535人が新成人に

わたしたちの消費生活は複雑多様化してきています。各種調査によると、多くの人が商品やサービスに不満を感じており、被害をこうむつてもどこにも相談しないことがあります。

いま泣き寝入りしているという結果が出ています。

そこで、より快適な生活を送っていたくため、国・県及び市では、消費生活に関する市民のみなさん方の

「成人の日」の一月十五日、市では県体育館で成人式が行われました。市内では二千五百三十五人が大人の仲間入り。宮島市長は「社会人として自らをみつめる物差しを持ち、自分を律して頑張ってほしい」と激励、新成人

富一成さんが「責任と自覚を持つてさらに精進、努力します」と宣言。嘉瀬町の納富恵美子さんが「私のボランティア活動」、鍋島町の石田優子さんが「ふるさと佐賀への提言」と題して意見を発表しました。また、佐賀女子高生徒の新体操や市消防音楽隊による吹奏楽などがありました。

届け出の対象となる一定の条件を満たすと、市は、市と市消費者グループ協議会を開催します。即売会では、二月三日午前十時から市民会館で「不用品即売会」を開きます。即売品は、石けん、鍋など日常の生活に不可欠なものが多数出品されています。これは、

モニターを募る声を出来るだけ多く聞くことにより、きめ細かな消費者行政を推進するため各種モニター制度を設け、モニターナーの方に市民と行政のパ

主な業務内容は生活関連物資の価格調査をはじめ、商品の安全性や品質の問題、

表示や販売方法・契約の問題など消費生活のあらゆる事柄について感想や意見・要望をお寄せいただくもの

昭和四十九年十二月に施行された「国土利用計画法」は、地価の安定と土地利用の適正化を図ることを目的としています。

昭和四十九年十二月に施行された「国土利用計画法」は、地価の安定と土地利用の適正化を図ることを目的としています。

資源を大切に

2/3 不用品即売会を開催

冷蔵庫などの大型ゴミは

ゴミ集積所に出さないで!

ミ、テレビ、冷蔵庫など
が出されていることが多い



亀川結婚相談所

会員制です

※開設7年にて会員700名を突破。

履歴書(1通)写真(1葉)持参
お気軽にお訪ね下さい
年齢を問わず 本人来訪歓迎

[入会金などくわしいことは下記にお問い合わせ下さい]

佐賀市巨勢町牛島構口 TEL 23-0130

し尿くみ取り料金を改定

2月1日から実施

し尿くみ取り手数料が、

い。

改定の内容

1、定額制(ただし、便槽)

の構造が相当量の水を必要とする場合は従量制

①世帯割の月額料金百九

十円が百七十円に引き上げ

られます。

③家庭一か月一回のくみ取りを基準として、一回を

あります。

八十五円に引き上げられます。

十五円が百円に引き上げられます。

十八ツツ(一本)につき九

十八円が百円に引き上げられます。

れます。

超える場合一回につき三百

八十円が四百円に引き上げられます。

和五十八年度のモニターを募集いたします。市内に住んでおられる方で消費生

活・物価等に関心のある方

は、ぜひご応募ください。

募集するモニター及び募

集人員は、次のとおりです。

なお、業務内容等詳細に

ついては、市商工観光課消

費生活係(243151内線214)へお電話ください。

い。

和五十九年四月に引き上げられます。

八十五円が一百円に引き上げられます。

十六ツツ(一本)につき九

十六円が一百円に引き上げ

られます。

超える場合一回につき三百

八十円が四百円に引き上げ

られます。

和五十九年四月に引き上げ

られます。

十六ツツ(一本)につき九

十六円が一百円に引き上げ

られます。

超える場合一回につき三百

八十円が四百円に引き上げ

られます。

十六ツツ(一本)につき九

十六円が一百円に引き上げ

られます。

超える場合一回につき三百

八十円が四百円に引き上げ

られます。

正しい申告 たがいに笑顔

市・県民税の申告
受付は3月1日から15日まで

市は、鍋島町大字八戸溝の西佐賀団地に鉄筋四階建ての第二種市営住宅一棟二十四戸を建設中です。入居予定は四月一日で、市営住宅の建設に伴う昭和五十八年度の入居者およびあき家が生じた場合の入居予備者を次のとおり募集します。

受付期間：二月一日から十二日正午まで。

入居資格：①市内に住居または勤務先があり住宅に困っている方で、現に同居し、または同居しようとする親族がある方（一定の条件のもとに、単身者でも二室以下のあき家住宅入居補充者として申し込みできます）、②次の収入基準に該当される方▽第一種住宅法定月所得額が八万七千円をこえ十四万一千円までの方▽第二種住宅法定期月所得額が八万七千円以下の方▽新設第二種住宅

入居者の募集

出張受付日程

申告受付場所	受付月日
市農協西と賀支所 北川副支所 巨勢支所 蓮池支所 嘉瀬支所 本庄支所 高木瀬支所 久保泉支所 金立支所 鍋島支所 兵庫支所	3月1日・2日
	3月3日・4日・5日
	3月7日・8日
	3月7日・8日・9日
循誘公勤新興赤新神中央農協新家支店	3月1日・2日・3日 3月4日・5日 3月7日・8日・9日 3月9日・10日 3月12日・14日・15日 3月1日・15日

期間は、例年どおり三月一日から十五日までですが、市役所市民税課では期間前でも受け付けます。

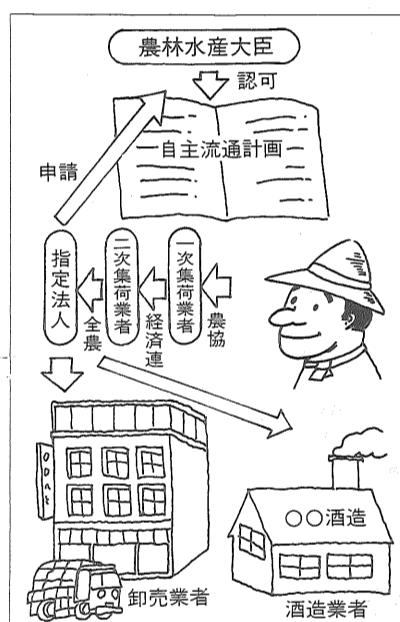
この申告は今年一月一日現在、佐賀市内に住んでいる人が、昨年中の所得について申告するものですが、次的人は申告する必要はありません。

○所得が給与だけの人で、

○所得の確定申告をする人

◎ 食 糧 管 理 法

(ごはんの給食をおいしく食べる子どもたち) 赤松小学校



“お米だより”

「お米」と一口にいっても、その種類(品質)は多様であり、好みもまちまちです。そこで、消費者のみなさんが購入される際、自分の好みに応じてお米を選ぶことができるよう、現在は小袋詰めで販売されています。

その包装の見やすい箇所に右のような表示をすることとな



お米は知事の許可を受けたこの
看板のあるお米屋さんから安心
して、買うことができます。

も、その種類(品 まちまちです。 んが購入される 長を選ぶことが じめで販売され	表 示)	販 売 価 正 味 重 とう 精 年 月 とう 精 工 製 造 販 売 業 (住所、電話番号

「お米」は、正規の米穀小売店から購入しましょう。なお、「お米」についての苦情相談所が食糧事務所に設置されていますので、下記にご連絡ください。

連絡先……栄町3番51号、
農林水産省佐賀食糧事務所佐賀
支所(☎3131)

品 目	品質区分	――
原 料 玄 米		-----
販 売 価 格		
正 味 重 量		
とう 精 年 月 日		
とう 精 工 場		
製 造 販 売 業 者 (住所、電話番号)		

品質区分	類別区分による内容説明
上米特	自主流通米 1類90%以上 自主流通米 2類10%以下
上米1	自主流通米 1類40%以上 自主流通米 2類60%以下
上米	自主流通米 1類20%以上 自主流通米 2類80%以下
中米特	自主流通米 2類 100%
中米1	自主流通米 2類 50% 政府米 2類 50%
中米	政府米 2類 100%
標準価格米	政府米 3類 100%
徳用上米	政府米 3等 100%
胚芽糙米	自主流通米 100%

◇ 食糧管理法は、和だれないとて現在にないしの薄い法律となり一つです。

◇ 日常生活における大切な食糧であり、日本人の主食としてのお米についても重要な法律の一つです。

◇ お米の消費量は、昭和三十七年をピークに年々減少し続け、一方、策（転作）が実施されるなど、依然としてお米の過剰傾向が続く状況のような改正がなされたのでしょうか。

食糧管理法は、昭和十七年に制定されて以来、国民の食糧の確保と、国民の経済の安定に、重要な役割を果たしてきました。しかし、これまでの食糧管理法は、食糧の絶対的な不足を前提に制定されていて、年に制定されて以来、国民の食糧の確保と、国民の経済の安定に、重要な役割を果たしてきました。しかし、これまでの食糧管理法は、食糧の絶対的な不足を前提に制定されていて、たために、厳しい配給制度がしかれ、消費者の品質面を重視するという需要の多様化や、需給事情の緩和などに対しても、自主流通米制度に対する態度あるいは、予約限度数量度あるいは、不正規流通米の横行などに

て定めた、最後のものとで、どの題目化されきました。

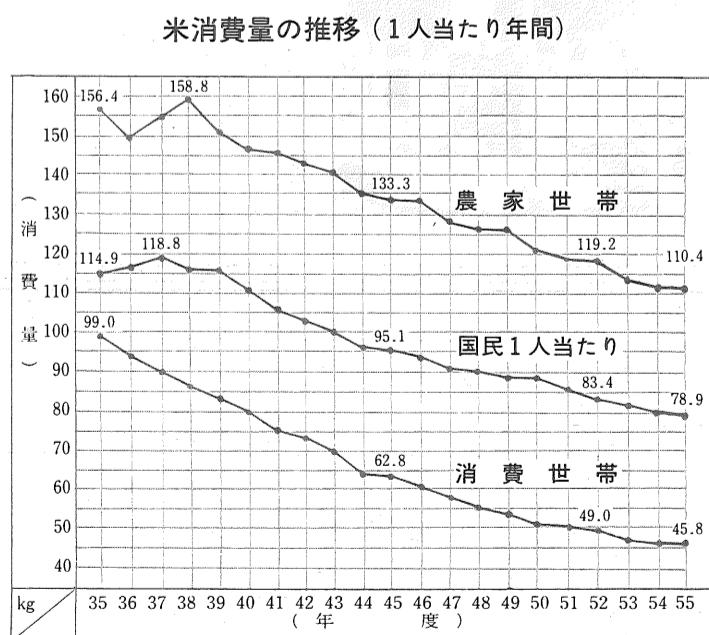
再編成したものです。
これによつて、日本農業の中心である稻作農業安定を図り、国民の必要とする主食としての米を安全的に供給するという食糧管理法の基本的な役割を、後とも十分に果たすよろしくお問合せ下さい。

また、この基本計画
そつて、実際に集荷され
あるいは、集荷が確実に
込まれる米について、都
府県段階までの具体的な
給内容（用途別・品質別
流通形態別の供給の予定
量など）を明らかにする
めの供給計画をつくるこ
になりました。

流通制度の確立と 安定供給をめざして

今回の改正により、この

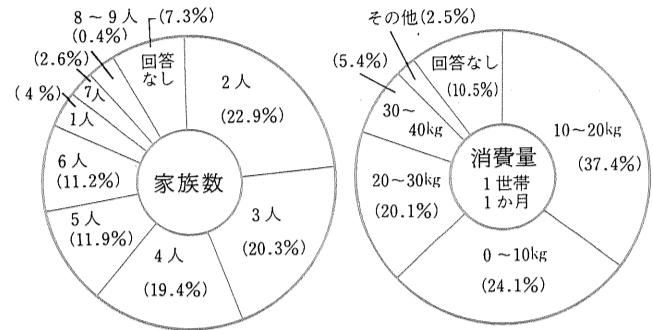
これは、米の管理全般についての基本方針や、米の



資料：農林水產省「食糧需給表」、「農家經濟調查」、總理府「家計調查」

あなたとわたしの生活展」を昨年十一月二十五日から三日間にわたり、市役所で開催しました。その中で、市民のみなさんに「お米」についての知識を広めていたくためにアンケート調査を行いました。それによりますと、米消費量は一世帯当たり一ヶ月二十キロまでが回答者の約六割を占め、お米の消費量が増えたと答えた人は、ほぼ半数に達しています。その集計結果は次のとおりです。

ほぼ半数の人が…“お米”的消費量が増えた
アンケート回収人員 428人(男性39人・女性389人)



最近のお米の消費量について

- ①増えた…209人 (48.8%) → ①弁当を持って行くようになった
- ②減った… 67人 (15.7%) → ②1食当たりの食べる量が増えた
- ③変わらない…140人 (32.7%) → ③朝食(夕食)を米飯に変えた
- ④回答なし… 12人 (2.8%) → ④その他

89人
78人
41人
25人
29人
24人
14人
8人

お米は健康上の障害があると思いますか?

- ①思う…44人 (10.3%) ②思わない…341人 (79.7%)
- ③回答なし…43人 (10%)

正規のお米屋さんには、この看板が掲げてありますか?

- ①知っている…231人 (54.0%)
 - ②知らない…171人 (34.0%)
 - ③回答なし… 26人 (12.0%)
- 今年から、お米を御中元、御歳暮などに使えるようになりましたが、知っていますか?
- ①知っている…112人 (26.2%)
 - ②知らない…298人 (69.6%)
 - ③回答なし… 18人 (4.2%)



知事許可販売店

お米を見直そう アンケート調査結果から

改正され

販売業者は、これまで登録制度がとられていましたが、消費者の需要に的確に応じ、安定的かつ円滑な供給を図る上で、極めて重要な役割をはたすため、今回の改正により、米の流通を担うものとして、その地位と責任が、明確に位置づけます。

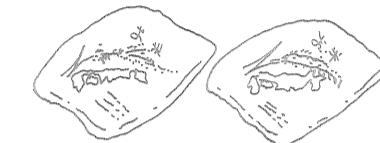
政府米の売り渡しと価格

○縁故米

親から子供に…など。



○贈答米 お中元・お歳暮



政府米を売り渡す場合の価格は、毎年、家計費物価、その他経済的事情をみながら、消費者の家計を安定させるように、米価審議会にはかり決定されることになっています。

これまで、米の公平な配給制度の廃止



これまでの食糧管理法では、食糧の絶対的な不足を前提にして制定された厳格な配給制度がとられていた

米の過剰が続き需給事情が悪化した場合には罰則があります。しかし、現在のように、米を贈ること(贈答米)などは禁止され、違反した場合には罰則があります。

縁故米、贈答米の規制の緩和

お米は知事の許可を受けた業者でなければ販売できないことになっています。

緩和している情況の下ではこのようない個人間の無償での譲り渡しを規制することは、実態に合わないし、守られにくいのが実情です。

無償による譲り渡しは自由になります。

なお、生産者の場合には政府米あるいは自主流通米として、限度数量を売り渡し、又は、販売の委託をして、後でなければなりません。

おいしい佐賀の米を、遠方の友人、知人に送つてみられてはいかがでしょうか。

農家の皆様へ

政府への適正な売り渡し、または欠定主流通米としての売り渡し、その他定期的で行われるルートでの売り渡しが不可で、そのため全量集荷にご協力ください。

佐賀県産米の販売状況(昭和54年産)

単位:t=トン
資料提供:佐賀県

